



島根県報

平成23年1月21日（金）

号外第8号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

漁業災害補償法の規定による同意

（水 産 課） 2

告 示**島根県告示第53号**

次の加入区の漁業の区分については、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による同意があったと認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成23年1月21日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1(1) 加入区の名称
美保関町加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね美保関支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表1の項漁業の区分欄19に掲げる漁業の区分
- 2(1) 加入区の名称
島根町加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね島根町支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表2の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分
- 3(1) 加入区の名称
平田市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね平田支所の地区の区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表5の項漁業の区分欄1に掲げる漁業の区分
- 4(1) 加入区の名称
仁摩町加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね仁摩支所の地区のうち温泉津出張所を除く区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表10の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分
- 5(1) 加入区の名称
浜田市加入区
- (2) 加入区の区域
漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち江津出張所及び三隅出張所を除く区域
- (3) 漁業の区分
漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる

る漁業の表13の項漁業の区分欄20に掲げる漁業の区分

6(1) 加入区の名称

三隅町加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浜田支所の地区のうち三隅出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表14の項漁業の区分欄2に掲げる漁業の区分

7(1) 加入区の名称

五箇・都万加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね西郷支所の地区のうち五箇出張所及び都万出張所の区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表17の項漁業の区分欄7に掲げる漁業の区分

8(1) 加入区の名称

浦郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち知夫出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄5に掲げる漁業の区分

9(1) 加入区の名称

浦郷加入区

(2) 加入区の区域

漁業協同組合 J F しまね浦郷支所の地区のうち知夫出張所を除く区域

(3) 漁業の区分

漁業災害補償法に規定する加入区の設定（平成14年島根県告示第1091号）の漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表20の項漁業の区分欄6に掲げる漁業の区分